

令和元年度

いじめ防止基本方針

(令和元年5月改訂版)

| | | | |
|------|---------------------|-------|-------|
| I | はじめに | ．．．．． | P 1 |
| II | 本校のいじめ問題に対する基本姿勢 | | |
| III | いじめの定義 | | |
| IV | いじめ防止等のための対策の具体的な方針 | | P 2 |
| V | 組織 | | |
| VI | いじめの未然防止 | ．．．．． | P 4 |
| VII | いじめの早期発見 | ．．．．． | P 5 |
| VIII | いじめの対応 | ．．．．． | P 8 |
| IX | 重大事態への対応 | ．．．．． | P 8 |
| X | 研修 | ．．．．． | P 9 |
| XI | P D C Aサイクル | ．．．．． | P 1 0 |
| ○ | 資料 | ．．．．． | 別紙 |

さいたま市立芝川小学校

令和元年度 さいたま市立芝川小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともにいじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、すべての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかなければならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等にも着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭と一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立芝川小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

Ⅳ いじめ防止等のための対策の具体的な方針

児童のいじめを防止するためには「さいたま市いじめ防止対策推進条例」並びに「さいたま市いじめ防止基本方針 3. いじめ防止等の対策に関する基本理念」を踏まえ、市及び教育委員会は勿論、学校の教職員、保護者、児童、地域が「いじめほどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という認識をもち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。

以下、それぞれの責務及び役割について示す。

1 学校及び学校の教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図る。
- (2) 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

2 保護者の責務等

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるようにする。
- (2) 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するよう努めるようにする。
- (3) 保護者は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるようにする。
- (4) 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

3 児童の役割

- (1) 児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 児童は、互いの人格を尊重するよう努める。
- (3) 児童は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努める。

4 地域（地域住民及び地域団体）の役割

- (1) 地域は、地域において、児童の見守りその他児童が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるようにする。
- (2) 地域は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるようにする。

V 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別活動主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員
※必要に応じて構成員以外の関係者を招集できる。（民生委員、主任児童委員、自治会長、育成会、社会福祉協議会、医師、弁護士、警察経験者など）
- (3) 役割 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・加害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正

(4) 開催

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ア 定例会 | 年間2回程度開催（学校評議員連絡会において取り扱う） |
| イ 校内委員会 | 毎月1回（生徒指導部会「すこやか委員会」と兼ねて開催） |
| ウ 臨時会 | 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催 |

(5) 内容

- | | |
|---|------------------------------------|
| ア | 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認と定期的検証 |
| イ | 教職員の共通理解と意識啓発 |
| ウ | 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取 |
| エ | 個別面談や相談の受け入れと集約 |
| オ | いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約 |
| カ | 発見されたいじめ事案への対応 |
| キ | 構成員の決定 |

ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめ問題を自分たちの問題と受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員、計画委員、委員会委員長
- (3) 時期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、各学級の代表委員が集まる話し合いを開催する。

VI いじめの未然防止

1 希望をはぐくむ教育の推進

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。

- (1) 三つの充実
 - ア 学習指導の改善・充実
 - イ 豊かな心をはぐくむ教育の充実
 - ウ 生徒指導、教育相談の充実
- (2) 三つの推進
 - ア 校内研修の推進
 - イ 個性を生かす教育の推進
 - ウ 特別支援教育の推進
- (3) 三つの実現
 - ア 安全・安心な学校づくりの実現
 - イ きれいな学校づくりの実現
 - ウ 開かれた学校づくりの実現

2 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- ・体験を通して児童と児童、教師と児童の心の交流を深めるため、豊かな体験活動を推進する。

(2) 道徳の時間を通して

- ・道徳教育の要としての道徳の時間の質的向上に努め、35時間の積み重ねを確実に挙げる。
- ・授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開し、「心の教育」の大切さについての情報発信と意

識啓発を行う。(年間1回は保護者に公開する)

- ・「いじめ撲滅強化月間」(6月・11月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- ・人権教育週間(6月・11月)と関連付け、人権尊重の精神をはぐくむ。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、以下すべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への啓発活動
- ・学校独自の簡易アンケートの実施

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・各学期の初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- ・「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会の設定

- ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、コミュニケーション力の向上を図る。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 ふれあい活動(縦割り活動)を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができる。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。
 - ・たてわり活動 8回(5月、7月、9月、10月、11月、1月、2月、3月)
 - ・全校ふれあい活動 1回(10月)

6 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け実施する。

- ・第1学年 「いのちのぬくもり(生活科)」・・・ふれあいを通じた生き物の命
- ・第2学年 「生命の誕生(生活科)」・・・助産師を講師に、人の誕生と喜び
- ・第3学年 「みんな仲よく(道徳)」・・・友達と助け合うことの喜び
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう(特別活動)」

- ・ ・ ・ ・ ・ 養護教諭とのT Tによる、悩んだ時の相談の仕方
- ・ 第6学年 「友達のよき相談相手になろう（特別活動）」
- ・ ・ ・ ・ ・ さわやか相談員とのT Tによる、友だちからの相談の聴き方

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- ・ 児童が情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ・ 5年 11月16日（土） 学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめを絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VII いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

(1) 早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

(2) 朝の健康観察

一人ひとりの表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察の徹底。

(3) 授業中

授業態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないよう常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(4) 休み時間・給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するよう努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

ーささいな変化も見逃さず、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うー

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ○ 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。 | ○ ボール運動の時、パスがまわってこない。 |
| ○ 実験道具等を一人で片付けている。 | ○ ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。 |
| ○ 給食の時、机が離されている。 | ○ 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。 |
| ○ 用がないのに職員室や保健室によく来る。 | ○ 他の児童より早く登校する。 |
| ○ 遅刻や欠席が多くなる。 | ○ うつむきがちで視線を合わせようとしない。 |
| ○ 物を隠される | ○ 教科書等に落書きされる。 |

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年3回（5月、10月、1月）
※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 結果に応じて児童と面談を行う。
面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」かを記録し、保存する。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケート（原則、無記名式。保護者アンケートを実施する場合は記名式）や独自アンケートを作成し、機会を捉えて実施することで、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基いて対応する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

教育相談週間及び教育相談日を設定し、保護者が相談できる体制を整える。

- (1) 教育相談週間 毎年（10月から11月）、1週間程度の期間に集中して行う。
- (2) 教育相談日 毎月（原則第3水曜日）、計画的に行う。
※教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。
- (3) 児童教育相談週間 保護者向けの教育相談週間実施前に、全児童を対象に行う。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 年間1回（11月） ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 結果に応じて児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- (1) 学校評議員・学校関係者評価委員連絡会（年3回開催 6月13日、11月16日、2月7日）
- (2) 民生委員・主任児童委員連絡会（年1回開催 7月22日）
- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
 - ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
 - ・第二東中学校連絡協議会や大宮南中学校区3校連絡会で情報の共有化を図る。
- (3) 防犯ボランティア連絡会（年2回開催 6月11日、2月6日）

Ⅷ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1校の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 2 教頭は、校長の名を受け、組織的対応の要として教職員を指揮する。
- 3 教務主任は、校長の名を受け関係教職員の連絡・調整を行う。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 5 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 7 教育相談主任は、保護者からの相談に応じて、外部機関と連絡調整をする。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 9 養護教諭は、欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 12 保護者は、家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じた時は直ちに学校に連絡する。
- 13 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報提供を行う。

Ⅸ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月、文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。

○重大事態について

- 1 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

- 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- 3 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

<学校が調査主体となる場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

X 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の確認（4月22日 職員会議）「生徒指導リーフ増刊号」を併用
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の修正（2月17日 職員会議）

2 校内研修

- (1) 指導方法の改善に係る研修
 - ・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力の向上を図る授業、授業規律等
- (2) 児童理解に係る研修
 - ・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
 - ・年2回（4月24日、3月4日）
- (3) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ・ねらい 「ネットいじめ」等に迅速かつ適切に対応するため
 - ・回数 年間1回（8月23日 研修）
 - ・情報部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて内容を検討する。

X I P D C A サイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにP D C A サイクルで点検・改善する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C A サイクルの期間）の決定
検証を行う期間は、各学期末とする。
- 2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 1 1 月（学校評価と兼ねる）
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期 各学期 1 回程度（VIに示したとおり）
 - (3) 校内研修会等の開催時期 通年、夏季休業中（IXに示したとおり）
- 3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）
 - 学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
 - 教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

※ 期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。